

新介第3420号

令和6年3月4日

居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
特定福祉用具販売事業所 管理者様

新潟市福祉部介護保険課長  
(担当 介護給付係)

令和6年能登半島地震で被災した被保険者の「住宅改修費」及び  
「特定福祉用具購入費」について (お願い)

件のことにつきまして、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

**【住宅改修費について】**

事前申請後にご本人様宛の着工承諾通知をお送りしていますが、「お知らせ」(別紙1)を同封することになりました。

担当介護支援専門員様宛にも同じ着工承諾通知をお送りしていますが、「お知らせ」の趣旨をご本人様にお伝えくださいますようお願いいたします。

施工業者が書類を提出する際に罹災証明書(判定結果が準半壊以上)のコピーを添付していただければ、免除期間に該当する場合、ご本人負担分(1割～3割)が免除になります。

ただし、受領委任払いに限ります。施工業者が受領委任払い登録業者でない場合は、別途登録の手続きが必要になります。

また、すでにご本人負担分(1割～3割)をお支払い済で介護保険支給決定後の場合は、還付申請書(別紙2)に罹災証明書(判定結果が準半壊以上)のコピーを添付し、新潟市にご提出いただければご本人負担分(1割～3割)をご本人に還付します。

**【特定福祉用具購入費について】**

**1 還付申請対象者**

次の(1)と(2)のどちらにも該当する場合は、還付申請書(別紙2)に罹災証明書のコピーを添付し新潟市に提出いただければご本人負担分(1割～3割)をご本人に還付します。対象の方を把握されていまして、お手続き方法も含め下記《問い合わせ先》をご案内ください。

(1)令和6年1月及び2月に対象用具を購入され、すでに支給決定されている。

(2)新潟市が交付している「罹災証明書」の判定結果が準半壊以上。

## 2 ご本人負担分を含めた受領委任払い

次の(1)と(2)のどちらにも該当する場合は、ご本人負担分(1割～3割)を領収せず、支給申請書に罹災証明書のコピーを添付し住所地の区役所にご提出ください。

- (1) 令和6年3月以降の免除期間に対象用具を購入された。
- (2) 新潟市が交付している「罹災証明書」の判定結果が準半壊以上。

### 【共通事項】

新潟市からの「罹災証明書」が未交付の場合は、次の2パターンのどちらかをご本人から選択していただきます。

- ① 判定結果を待って全額受領委任払いを希望する。
- ② 通常受領委任払いで支給決定された後、ご本人が還付申請をする。

還付申請についてのお手続き方法は下記《問い合わせ先》にお願いいたします。

《問い合わせ先》

新潟市介護保険課介護給付係

電話 025-226-1273 (直通)

FAX 025-224-5531

Mail [kaigo@city.niigata.lg.jp](mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp)